

会員継続届出書 兼 規約貯金払戻請求書

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

退職に伴う継続会員移行のための清算をお願いします。

- ① 現職中の生業資金の清算
- ② 継続会費の収納（100万円）
- ③ 規約貯金の継続処理、解約払戻
- ④ 貸付金の清算（充当）

提出日

2000年00月00日

退職時の勤務校名	鹿児島市立 共助小学校				2000年00月00日 退職（予定）						
フリガナ	キョウジョカイ タロウ										
会員名	共助会 太郎				会員コード	6	5	4	3	2	1
退職後の住所電話番号	〒（892-XXX0）電話（090）-（XXX6）-（XXX0） ※必ず連絡のとれる電話番号をお書きください。 鹿児島市山下町00-0番地										
縁故者 <small>（同居者以外の方） をご記入下さい</small>	名前	続柄	住所				電話番号				
	共助会 次郎	次男	〒（000-0000） 鹿児島市00町00番地				（090） （XXX5）-（XXX8）				
規約貯金の継続利用	<input checked="" type="checkbox"/> 利用する（※残高10万円以上） <input type="checkbox"/> 利用しない										
生命保険の団体扱い継続 <small>右の生命保険会社で共助会の団体扱いを継続希望される場合、全部か一部を☑してください。</small>	アフラック生命		<input checked="" type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				
	明治安田生命		<input type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				
	メットライフ生命		<input type="checkbox"/> 全部				<input type="checkbox"/> 一部				
《記入上の注意》 ① 上記の太線枠のみご記入ください。 ② スタンプ式印鑑（シャチハタ等）は不可です。 ③ 規約貯金の継続利用欄の利用するに☑マークがあっても残高が10万円に満たない場合は、「☑利用しない」で処理します。 ※ チェックがない場合は、「☑利用しない」で処理します。											
《清算金について》 ① 共助会にあらかじめ登録済みの給付金等受取口座へ送金されます。 ② 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。 ③ 継続会員への移行手続きが完了しましたら、『継続会員会費領収証書』を発送いたします。											

※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切にとり扱います。

【共助会記入欄】

規約貯金解約払戻額 **清算** **充当** (円)

チェック	1 会費	2 貯金	3 貸付	金額							
	4 会費不足					※継続移行処理前に貸付充当時のみ記入					
受付日					充当日						
処理日					理事長	専務	常務	部長	係		